

## 議事日程第4号

平成30年3月20日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 7件

民生文教常任委員会付託事件 4件

議案第4号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第6号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第20号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

議案第3号 平成30年度御嵩町一般会計予算について

議案第7号 平成30年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第8号 平成30年度御嵩町水道事業会計予算について

日程第3 議案の審議及び採決 10件

議案第14号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 御嵩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第24号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議員派遣の件

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	6番 山口政治
7番 安藤雅子	8番 柳生千明	9番 加藤保郎
10番 大沢まり子	11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	教育参事兼 学校教育課長 山田徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 小木曾昌文
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 山田敏寛	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 中村治彦	住民環境課長 若尾宗久
保険長寿課長 日比野伸二	福祉課長 高木雅春
農林課長 可児英治	上下水道課長 大鋸敏男
建設課長 筒井幹次	会計管理者 佐久間英明
生涯学習課長 石原昭治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各務元規	議会事務局 書記 丸山浩史
-------------	------------------

### 開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、建設部長 亀井孝年君より本日欠席したいとの申し出がありましたので、お知らせをします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 山口政治君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

---

### 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第2、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第3号から議案第8号までと、議案第20号の合わせて7件を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました7件について議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、審議及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第4号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第20号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、以上4件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 大沢まり子さん。

## 民生文教常任委員会委員長（大沢まり子君）

それでは御報告させていただきます。

平成 30 年 3 月 14 日。御嵩町議会議長 山田儀雄様。民生文教常任委員会委員長 大沢まり子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。平成 30 年 3 月 12 日に開催された御嵩町議会第 1 回定例会本会議において本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第 77 条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記 1. 審査実施日、平成 30 年 3 月 14 日水曜日。

2. 審査事件名、議案第 4 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第 5 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 6 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第 20 号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類等の説明を関係職員に求め、適正かつ適切であるか、住民が賛成する内容であるかなどについて、また条例の審査に当たっては、内容が町行政施策として適切であるか、住民にとっての手續が適正な内容であるかなどを主眼に審査した。

なお、主な意見及び質疑は次のとおりです。議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 20 号についてここに記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

4. 審査の結果、議案第 4 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第 5 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第 6 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第 20 号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上でございます。御審議お願いいたします。

## 議長（山田儀雄君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する審議及び採決を行います。

---

## 議長（山田儀雄君）

議案第 4 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。  
これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第4号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

議案第5号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第5号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（山田儀雄君）

議案第6号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第6号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（山田儀雄君）

議案第20号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 20 号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 議長（山田儀雄君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第 3 号 平成 30 年度御嵩町一般会計予算について、議案第 7 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第 8 号 平成 30 年度御嵩町水道事業会計予算について、以上 3 件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査の結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治君。

### 総務建設産業常任委員会委員長（安藤信治君）

それでは、報告書を報告させていただきます。

平成 30 年 3 月 15 日。御嵩町議会議長 山田儀雄様。総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。平成 30 年 3 月 12 日に開催された御嵩町議会第 1 回定例会本会議において本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第 77 条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査日時、平成 30 年 3 月 15 日木曜日。
2. 審査事件名、議案第 3 号 平成 30 年度御嵩町一般会計予算について、議案第 7 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第 8 号 平成 30 年度御嵩町水道事業会計予算について。
3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類等の説明を関係職員に求め、次の点に主眼を置いて審査しました。編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものか。基本構想（計画）その他の計画等に沿ったものか。使用料、国庫・県支出金などの算定が的確になされ、財源が確保されているか。

なお、主な質疑は次のとおりでございます。

(1)議案第3号については、以下述べてあるとおりですので、お目通しを願いたいと思います。次のページに行きまして、(2)議案第7号については、質疑はございませんでした。(3)議案第8号については、次の2点の質疑が出ておりました。

4. 審査の結果としまして、議案第3号 平成30年度御嵩町一般会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定しました。議案第7号 平成30年度御嵩町下水道特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第8号 平成30年度御嵩町水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

以上でございますが、次のページに民生文教常任委員会より、平成30年度一般会計予算の民生文教常任委員会所管部分の報告書が、大沢委員長より私宛てに届いておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。以上でございます。

**議長（山田儀雄君）**

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する審議及び採決を行います。

---

**議長（山田儀雄君）**

議案第3号 平成30年度御嵩町一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

この審議の中で、ふれあいバスの土・日運行等についてというふうにあります。これについてはどのような話し合いがなされたのか、教えてください。

**議長（山田儀雄君）**

総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治君。

**総務建設産業常任委員会委員長（安藤信治君）**

岡本議員の質問にお答えします。

ふれあいバスの土・日運行についてということで、これは予算書の3ページでございますが、ふれあいバス運行補助金ということで、質疑内容が、ふれあいバスの土曜、日曜日の運行ができないかということで、また1年間利用者がいない予約のバス停があるようだが、見直しで



きないかというような質疑がございました。

答えとしまして、土曜日は家族に頼ることもあり、余り利用者はないと考える。バス停の廃止は地元自治会と協議して行うが、簡単には廃止はできないというような答弁が返っております。町長のほうからもお答えもありまして、現在のところ土・日のふれあいバスを行うつもりはない。利用する高齢者がわざわざ土曜日に病院や買い物に出かける必要がないのではないかというようなお答えもありました。町長としては、余りにも至れり尽くせりといいますか、そういったような状況には余りしたくないというような御答弁でありました。以上でございます。

**議長（山田儀雄君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第3号 平成30年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（山田儀雄君）**

議案第7号 平成30年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第7号 平成30年度御嵩町下水道特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

議案第8号 平成30年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第8号 平成30年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議案の審議及び採決

#### 議長（山田儀雄君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第14号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 14 号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 15 号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 15 号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（山田儀雄君）**

議案第 16 号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 16 号 御嵩町各種委員等給与条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（山田儀雄君）**

議案第 17 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 17 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 18 号 御嵩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 18 号 御嵩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 19 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 19 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 21 号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 21 号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（山田儀雄君）**

議案第 22 号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 22 号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（山田儀雄君）**

議案第 23 号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 23 号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する

る協議について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

議案第 24 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 24 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議員派遣の件

#### 議長（山田儀雄君）

日程第 4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、お手元に配付しましたとおり地方自治法第 100 条第 13 項及び御嵩町議会会議規則第 127 条の規定により、平成 30 年 4 月 12 日に開催する市町村議会議員特別セミナーに議員全員を派遣します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をしました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（山田儀雄君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきまして、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

---

議長（山田儀雄君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいま、平成30年度に向けて上程させていただきました議案全てを議了していただきまして、まことにありがとうございます。これで、穏やかに粛々と平成30年度をスタートすることができます。大変感謝申し上げます。

3月になりまして、非常に暖かくなってきた感じではありますけれども、こうした季節の変わり目というのは体調を崩しやすいということで、皆さんには気をつけていただきたいと思っておりますが、この平成30年という年を私は「動」の年という位置づけをさせていただきました。

「段取り八分」という職人の間では言葉が言われます。段取りをきちんとしておけば、もう8割方仕事は終わったと一緒だということです。その段取り8分の少なくとも半分ぐらいは、平成30年度ではなく、平成30年にどこまで進むかであるかと思えます。それを考えると、行政の事務上の仕事は非常に多くはなりますけれども、じっとはしてはられないという状態で過ごさなければいけないと、そう感じております。

ことし30年をどう過ごすかによって、それ以降のスケジュールもほぼ固まってくるかと思

います。目標は、大変大きな事業ではありますけれども、5年以内を目指すということにして  
おります。それをでき得る限り時間をかけず、短縮できるかはこの1年にかかっていると、こ  
のように心しております。

大変ありがたいと思うのは、かなり大きな事業、4つの施設ということになりますけれど  
も、私が町内をぶらぶらとしていても、この事業に対してけしからんという人はいまだ一人も、  
私自身の耳には入ってきておりません。むしろ、どんなのができるとか、非常に興味深い、楽  
しみにしていただけるような方が多いということに、意外に安心をできる状態であるのが  
ありがたいなということを思っております。

高級なものをつくるつもりはございませんけれども、少なくともいいものをつくっていき  
たいと、それが町民の皆さんに恩返しをすることであろうと思いますが、どちらにしても、この  
平成30年、1年にかかっていると、そのように思っております。ぜひ皆さんにも、その都度  
すぐ相談できる、できないということも出てくるかと思っておりますけれども、報告は怠らないよう  
に、また相談もでき得る限り議員の皆さんともしながら、一緒に大きな事業に向かっていき  
たいと、このように思っております。

地権者さんへの説明についても近々行う予定でありますので、その流れでまた変わってくる  
部分も出てくるかと思っておりますけれども、誠心誠意丁寧に説明をさせていただきながら、後退す  
ることなく前に進めていく所存でありますので、議員の皆さんにもその点よろしくお願いいた  
しまして、本日の閉会のお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 閉会の宣告

議長（山田儀雄君）

これをもちまして、平成30年御嵩町議会第1回定例会を閉会とします。御苦勞さまでした。

午前9時37分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長           山    田    儀    雄

署 名 議 員           山    口    政    治